

議案第 4 3 号

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について

令和 8 年 3 月 3 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和 3 2 年前橋市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（保育料の額の特例）

- 5 当分の間、別表第 2 注 6 に規定する 2 人目以後の児童以外の児童（次項において「第 1 子」という。）であって 3 歳未満のものに係る保育料（第 7 条第 1 号に規定する保育料をいう。次項において同じ。）の額は、同号の規定にかかわらず、同表に定める額（括弧内の額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、第 1 子であって別表第 2 注 7 に規定する児童の保育料に係る同表注 7 の規定の適用については、同表注 7 中「1, 8 0 0 円」とあるのは、「9 0 0 円」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 5 項及び第 6 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育の実施について適用する。